

かわさき「市民ファーミング農園」開設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かわさき「市民ファーミング農園」開設に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民ファーミング農園（以下「農園」という。）」とは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年6月28日法律第58号、以下「特定農地貸付法」という。）又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号、以下「都市農地貸借法」という。）に基づき地方公共団体及び農業協同組合以外の者が、市民の農体験の場を確保するとともに、「食」と「農」に思いをはせ、農業を理解し支え、良好な農地の保全を図ることを目的として開設する農園で、次の各号の要件すべてに該当するものをいう。

- (1) 10アール未満の農地に係る農地の貸付で、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。
- (2) 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付であること。
- (3) 5年を超えない農地の貸付であること。

2 第1項第1号から第3号までの規定は、都市農地貸借法について準用する。この場合において、「農地」とあるのは「生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地（以下「都市農地」という。）と読み替えるものとする。

(根拠法令等)

第3条 特定農地貸付けに関する要件及び事務手続きについては、特定農地貸付法、同法施行令（平成元年9月8日政令第258号）、同法施行規則（平成元年9月8日農林水産省令第36号）、同法の施行について（平成元年9月1日11元構改B第1014号）の定めによるものとする。

2 都市農地貸借法に関する要件及び事務手続きについては、都市農地貸借法、同法施行令（平成30年8月1日政令第234号）、同法施行規則（平成30年8月28日農林水産省令第54号）、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の運用について」の制定について（平成30年8月31日30農振第1660号）の定めによるものとする。

(対象地の要件)

第4条 農園を開設しようとする農地（以下「開設農地」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 開設農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。

- (2) 開設農地が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 2 項に規定する小作地でないこと。
- (3) 市街化区域内において土地区画整理事業が施行された土地については、都市農地であること。ただし、川崎市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が認める場合はその限りではない。
- (4) 日照、排水等農園に適した土地であること。
- (5) 原則として公道に接していること。
- (6) 関係法令に違反していないこと。
- (7) 地域における水利、栽培形態、地域共同作業、通作など地域の農業との調整を十分行い、支障を及ぼさない措置が講じられていること。
- (8) 差し押さえ等、農園開設の支障となる権利が設定されていないこと。

（農園開設の仕組み）

- 第 5 条 特定農地貸付法に基づき、農地を所有する者が農園を開設しようとするときは、農園を開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）は、市と特定農地貸付法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する貸付協定（以下「貸付協定」という。）を締結し、その農園について、農業委員会の承認を受けて農園を開設し、市民に貸付ける（以下「特定農地貸付け」という。）ものとする。
- 2 特定農地貸付法に基づき、農地を所有しない者が農園を開設しようとするときは、開設予定者は市と貸付協定を締結し、その農園について、農業委員会の承認を受け、その開設農地を地方公共団体又は農地保有合理化法人から借受けて農園を開設し、特定農地貸付けを行うものとする。
 - 3 都市農地貸借法に基づき、都市農地を所有しない者が農園を開設しようとするときは、開設者は都市農地の所有者及び市と都市農地貸借法第 10 条第 2 号に規定する協定（以下「三者協定」という。）を締結し、その農園について、農業委員会の承認を受けて農園を開設し、市民に貸付ける（以下「特定都市農地貸付け」という。）ものとする。

（事業計画申請書の提出）

- 第 6 条 開設予定者は、市長に対して市民ファーミング農園事業計画申請書（第 1 号様式）をもってその旨を申し出るものとする。
- 2 前項の申出書には次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 市民ファーミング農園事業計画書（第 2 号様式）
 - (2) 案内図（開設場所を示した地形図等）
 - (3) 施設配置計画図（区画割り、施設の配置を示した平面図等）
 - (4) 事業対象地の土地の全部事項証明書
 - (5) 事業対象地の公図の写し

- (6) 地域における水利に関する調整が必要な場合、水利組合の同意書
 - (7) 前条第 2 項又は前条第 3 項により開設する場合は、事業計画に関する農地所有者又は都市農地所有者の同意書
 - (8) その他、市長が必要とする書類
- 3 市長は、第 1 項の申し出を受けた場合、農業委員会に対し、市民ファーミング農園事業計画申請書及び第 2 項の添付書類それぞれの写しを添えて、その旨を報告するものとする。

(協定の締結)

- 第 7 条 市長は、前条の申し出を受けて、当該申し出に係る書類及び現地調査等によりその内容を審査し適当と認められるときは、貸付協定（第 3 号様式）又は三者協定（第 4 号様式）（以下「協定」という。）を作成し、速やかに締結するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により協定を締結した場合、農業委員会にその旨を報告するものとする。

(貸付規程の作成)

- 第 8 条 前条第 1 項の協定を締結した開設予定者は、農園に係る貸付規程を作成するものとする。
- 2 前項の貸付規程の標準例は別紙 1 に示すとおりとする。

(農業委員会の承認)

- 第 9 条 第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項による開設予定者は、前条第 1 項で作成した貸付規程及び第 7 条第 1 項で締結した協定の写しを添えて、農業委員会の承認を求めものとする。
- 2 第 5 条第 3 項による開設予定者は、都市農地の所有者が当該都市農地に係る農林漁業の業務に従事する場合には、業務の従事の計画を記載した書面（以下「従事計画」という。）を添えて農業委員会に承認を求めものとする。なお、従事計画の標準例は別紙 2 に示すとおりとする。
- 3 開設予定者は、第 1 項に基づき農業委員会の承認を求め、承認を受けたときは、承認書の写しとともに貸付規程を速やかに市長に提出するものとする。

(農地への権利設定)

- 第 10 条 第 5 条第 2 項による開設予定者（以下「農地を所有しない開設予定者」という。）が、前条第 1 項の規定により農業委員会の承認を求め、承認を受けた場合、地方公共団体又は農地保有合理化法人は貸付協定に定める開設農地の土地所有者と開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行った後、農地を所有しない開設予定者と開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行うものとする。

る。

- 2 第5条第3項による開設予定者は、前条第1項の規定により農業委員会の承認を求め、承認を受けた場合、三者協定に定める開設農地の都市農地所有者と開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行うものとする。

(農園の開設)

第11条 第9条第1項により農業委員会の承認を求め、承認を受けた開設予定者(第5条第2項又は同条第3項による開設予定者)にあっては農業委員会の承認を受けた後、前条による開設農地に係る使用貸借による権利又は賃借権の設定を行った者。以下同じ。(以下「農園開設者」という。))は、貸付規程に基づき農園区画等の整備及び利用者募集を行い、速やかに農園を開園するものとする。

(貸付けの変更)

第12条 農園開設者は、当該承認に係る特定農地貸付けについて、特定農地貸付法施行規則第3条に定める軽微な変更以外の変更をしようとするときは、市長に対して市民ファーミング農園事業計画変更申請書(第5号様式)をもってその旨を申し出るものとする。

- 2 前項の申出書には次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 案内図(開設場所を示した地形図等)
 - (2) 施設配置計画図(区画割り、施設の配置を示した平面図等)
 - (3) 事業対象地の公図の写し
 - (4) 農園を拡大する場合は、拡大する土地の全部事項証明書
 - (5) 第5条第2項により開設する場合は、拡大する部分の農地所有者の同意書
 - (6) その他、市長が必要とする書類
- 3 第7条から第11条までの規定は、第1項の変更の手続きについて準用する。
- 4 第1項から第3項までの規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、第1項中「特定農地貸付け」とあるのは「特定都市農地貸付け」と、「特定農地貸付法施行規則第3条」とあるのは「都市農地貸借法施行令第2条において準用する特定農地貸付法施行規則第3条」と、第2項第5号中「第5条第2項」とあるのは「第5条第3項」と読み替えるものとする。

(報告)

第13条 農園開設者は、農園の適切な管理及び運営の状況について市民ファーミング農園事業報告書(第6号様式)を、毎年3月末日までに市長に提出するものとする。

(中止又は廃止)

第14条 農園開設者は、農業委員会による特定農地貸付けの承認の取り消しがあった

とき、又は特定農地貸付けを中止若しくは廃止するとき（農地を所有しない開設者にあつては、別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。）には、市民ファームিং農園中止・廃止報告書（第7号様式）をもってその旨を報告するものとし、農地を所有しない開設者にあつては、農園の用地を原状に回復し、農地所有者に返還するものとする。

- 2 農園開設者は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。
- 3 市長は、第1項の報告があつた場合、第7条第1項で締結した貸付協定に違反がないことを確認し、締結した貸付協定を（農地を所有しない開設者にあつては、別途締結する貸借契約を解除した後）解除するものとする。
- 4 第1項から第3項までの規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、各項目中「特定農地貸付け」とあるのは「特定都市農地貸付け」と、第3項目中「貸付協定」とあるのは「三者協定」と読み替えるものとする。

（開設者が農園を適切に利用していない場合の協定の解除）

第15条 市長は、農園開設者が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、貸付協定を解除するものとする。

- 2 前項に基づき貸付協定が解除されたときは、農園開設者は自らの負担で農園の用地を原状に回復し、農地を所有しない開設者にあつては、農地所有者に返還するものとする。なお、この場合、第14条第2項を準用するものとする。
- 3 第1項から第2項までの規定は、特定都市農地貸付けについて準用する。この場合において、第1項目中「特定農地貸付け」とあるのは「特定都市農地貸付け」と、各項目中「貸付協定」とあるのは「三者協定」と読み替えるものとする。

（助言・指導）

第16条 市長は、農園が適正に運営されるよう必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、農園事業に関して必要な事項は、市長が別に定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条第1項）

市民ファーミング農園事業計画申請書

年 月 日

（あて先）
川崎市長

申請者（開設者） 住所
氏名
電話番号

かわさき「市民ファーミング農園」開設要綱に基づき次により市民ファーミング農園を開設したいので要綱第6条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申し出ます。

- 1 市民ファーミング農園事業計画書
- 2 案内図（開設場所を示した地形図等）
- 3 施設配置計画図（区画割り、施設の配置を示した平面図等）
- 4 事業対象地の土地の全部事項証明書
- 5 事業対象地の公図の写し

第2号様式（第6条第2項第1号）

市民ファーミング農園事業計画書

1 事業対象地

所在地	面積 (㎡)	土地所有者 氏名	登記 地目	現況 地目	都計区分	備考
合計						

2 開設内容

農園の名称	
貸付期間	年間
貸付に係る賃料	年間 円/区画
貸付面積	㎡/区画
貸付区画数	区画
賃料の支払い方法	毎年 月 日までに支払う
募集方法	
申込み方法	
選考方法	
管理者	
施設整備	
開設予定	年 月 日から 年 月 日
その他	

第3号様式（第7条第1項） - ①

特定農地貸付け事業に関する貸付協定
（自らが所有する農地で市民農園を開設する場合）

特定農地貸付法第2条第2項第5号に基づき、地方公共団体及び農業協同組合以外の者自らが所有する農地で同法第2条第2項の事業（以下「特定農地貸付け事業」という。）を実施することについて、川崎市を甲とし、〇〇〇（開設者名）を乙として、甲乙間において合意する事項を定めるものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民農園の用に供する農地（以下「貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の貸付農地の適正な利用等の確保を図ることを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3条 乙は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 乙は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、乙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4条 乙は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 乙は、地域において行う共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 乙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 4 甲は、乙から第1項から第3項に関して指導の要請があったときは、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5条 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に農業的利用を行うものとする。なお、乙自ら当該農地を適切に農業的利用することが困難な場合等のときは、甲が指定する方法、指定する者に対し、所有権の移転又は使用収益権の設定を行うものとする。

- 2 乙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月以前に借受者に告知するとともに、すみやかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するときは、原意適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うものとする。

4 甲は、乙が自ら行う当該農地の適切な農業的利用又は甲が指定する者に対して行う所有権の移転若しくは使用収益権の設定が適切かつ確実に行われるとともに、他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、乙に対し必要な助言その他の支援を行うものとする。

(乙が甲に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6条 乙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に毎年3月末日までに報告するものとする。

(実施調査等)

第7条 甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 甲は、乙が第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項に違反したと認められるときは、本協定を解除するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。
〇〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)

第3号様式（第7条第1項） - ②

特定農地貸付け事業に関する貸付協定
(川崎市から借受けた農地で市民農園を開設する場合)

特定農地貸付法第2条第2項第5号に基づき、地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有しない者が、同法第2条第2項の事業（以下「特定農地貸付け事業」という。）を実施することについて、川崎市を甲とし、〇〇〇（開設者名）を乙として、甲乙間において合意する事項を定めるものとし、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、市民農園の用に供する農地（以下「貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適正な利用等の確保を図ることを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

(特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項)

第3条 乙は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

- 2 乙は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。
- 3 乙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。
- 4 乙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、乙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

(貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項)

第4条 乙は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

- 2 乙は、地域において行う共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。
- 3 乙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。
- 4 甲は、乙から第1項から第3項に関して指導の要請があったときは、誠意を持って協力するものとする。

(特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5条 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を原状に回復し、甲に返還するものとする。

- 2 乙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月以前に借受者に告知するとともに、すみやかに甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消

しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するときは、適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うように努める。

4 甲は、第3項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、乙に対し必要な助言その他の支援を行うように努める。

(乙が甲に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6条 乙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に毎年3月末日までに報告するものとする。

(実施調査等)

第7条 甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 甲は、乙が第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項に違反したと認められるときは、乙と締結する賃貸借(使用貸借)契約及び本協定を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、乙は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、甲に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5条第2項を準用するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。
〇〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)

第3号様式（第7条第1項） - ③

特定農地貸付け事業に関する貸付協定
(川崎市以外の地方公共団体又は農地保有合理化法人から借受けた農地で市民農園を開設する場合)

特定農地貸付法第2条第2項第5号に基づき、地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有しない者が、同法第2条第2項の事業（以下「特定農地貸付け事業」という。）を実施することについて、川崎市を甲、〇〇〇（開設者に農地を貸し付ける地方公共団体又は農地保有合理化法人）を乙、〇〇〇（開設者名）を丙として、甲乙丙間において合意する事項を定めるものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民農園の用に供する農地（以下「貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適正な利用等の確保を図ることを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3条 丙は、特定農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 丙は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 丙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 丙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないよう指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、丙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4条 丙は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 丙は、地域において行う共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 丙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導しなければならない。

4 甲は、丙から第1項から第3項に関して指導の要請があったときは、誠意を持って協力するものとする。

（特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項）

第5条 丙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するとき（別途締結する貸借契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。）には、市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。

2 丙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月以前に借受者に告知するとともに

に、すみやかに甲に連絡するものとする。

3 丙は、特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定貸付けを中止若しくは廃止するときは、適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うように努める。

4 甲は、第3項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、丙に対し必要な助言その他の支援を行うように努める。

(丙が甲に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6条 丙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲に毎年3月末日までに報告するものとする。

(実施調査等)

第7条 甲は、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 甲は、丙が第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項に違反したと認められるときは、開設者と締結する賃貸借(使用貸借)契約及び本協定を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、丙は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5条第2項を準用するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 〇〇〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

丙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積 (㎡)

第4号様式（第7条第1項）

特定都市農地貸付け事業に関する協定 （借受けた都市農地で市民農園を開設する場合）

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条第2号に基づき、地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有しない者が、同法第10条の事業（以下「特定都市農地貸付け事業」という。）を実施することについて、川崎市を甲、〇〇〇〔農地の所有者〕を乙、〇〇〇〔特定都市農地貸付けにより市民農園を開設する者〕を丙として、甲乙丙間において合意する事項を定めるものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲乙丙は、市民農園の用に供する農地（以下「特定貸付農地」という。）の適切な管理・運営の確保、特定貸付農地が周辺地域に支障を及ぼさないことの確保及び特定農地貸付けを中止し、又は廃止する場合の特定貸付農地の適切な利用等の確保等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協定の区域）

第2条 この協定の区域は、別表に掲げる土地とする。

（特定貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項）

第3条 丙は、特定都市農地貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して行う農作物等の栽培に関する指導体制を整備するものとする。

2 丙は、借受者が、契約期間中において正当な理由がなく特定都市農地貸付けを受けた農地（以下「借受農地」という。）の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならない。

3 丙は、借受者から返還を受けた農地又は貸付けていない農地について適切な管理を行わなければならない。

4 丙は、借受者が、他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。なお、甲は、丙から仲裁に関して協力の要請を受けた場合は、誠意を持って対応するものとする。

（特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項）

第4条 丙は、市民農園の整備に当たり、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合等には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。

2 丙は、地域において行う航空防除、共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとする。

3 丙は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう指導

しなければならない。

4 甲は、丙から第1項から第3項に関して指導等の要請があったときには、誠意を持って協力するものとする。

(特定都市農地貸付けを中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項)

第5条 丙は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するとき(別途締結する賃貸契約の期間が満了した時を含む。以下同じ。)には、市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。

2 丙は、特定農地貸付けを廃止する場合には、6ヶ月間の予告期間をおいて行うものとする。

3 丙は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条により準用する特定農地貸付法第3条第4項の規定による特定都市農地貸付けの承認の取消しがあったとき、又は特定都市農地貸付けを中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園のあっせんを行うように努める。

4 甲は、第3項の他の市民農園のあっせんが円滑に行われるよう、乙に対し必要な助言その他の支援を行うように努める。

((注) 下線部分について、市民農園整備促進法に基づいて開設する場合にあっては「市民農園整備促進法第10条の規定による認定の取消しがあったとき」とする。)

(開設者が川崎市及び所有者に対して行う協定の実施状況についての報告に関する事項)

第6条 丙は、市民農園の適切な管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について、甲及び乙に毎年3月末までに報告しなければならない。

(実施調査等)

第7条 甲及び乙は協力して、市民農園の管理及び運営の状況並びに周辺地域への支障の回避措置等について確認するため、必要に応じて実施調査、関係者からの聞き取り等による調査を行うものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 乙は、丙が第3条第2項及び第3項、第4条第1項から第3項に違反したと認めるときには、丙と締結する賃貸借(使用貸借)契約を解除するものとする。

2 前項に基づき賃貸借(使用貸借)契約が解除されたときは、丙は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、所有者に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5条第2項及び第3項を準用するものとする。

(開設者が特定貸付農地を適切に利用していない場合の協定の解除)

第9条 甲は、丙が正当な理由なく特定貸付農地の管理の放棄を行っているなど、特定貸付農地を適切に利用していないと認める場合には、本協定を解除するものとする。

る。

2 前項に基づき本協定が解除されたときは、丙は自らの負担で市民農園の用地を原状に回復し、乙に返還するものとする。なお、この場合、本協定第5条第2項及び第3項を準用するものとする。

この協定の証として、本書〇通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 〇〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

丙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

別表

土地の一覧表

番号	土地の所在	地目	利用状況	面積(m ²)

第5号様式（第12条第1項）

市民ファーミング農園事業計画変更申請書

年 月 日

（あて先）
川崎市長

申請者（開設者） 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで協定を締結しました特定農地貸付け事業（特定都市農地貸付け事業）を変更したいので、かわさき「市民ファーミング農園」開設要綱第12条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申し出ます。

変更の内容	
変更の理由	

変更後の事業対象地

所在地	面積 (㎡)	土地所有者 氏名	登記 地目	現況 地目	都計 区分	備考
合計						

添付書類

- 1 案内図（開設場所を示した地形図等）
- 2 施設配置計画図（区画割り、施設の配置を示した平面図等）
- 3 拡大する土地の全部事項証明書
- 4 事業対象地の公図の写し

※根拠とする法律により、「特定農地貸付け事業」又は「特定都市農地貸付け事業」を選択する

第6号様式（第13条）

市民ファーマーミング農園事業実施報告書

年 月 日

(あて先)
川崎市長

(開設者) 住所
氏名
電話番号

かわさき「市民ファーマーミング農園」開設要綱第13条の規定に基づき農園事業の実施状況を報告します。

1 農園の概要

農園の名称	
農園の所在地(住所地)	
区画数(内利用区画数)	区画 (区画)

2 農園の整備施設(農園内にある施設を全てチェックする)

- 給排水施設(水道等) 農機具収納施設(倉庫等) 堆肥場
休憩施設(ベンチ等) トイレ 駐車場 駐輪場
管理事務所 農作業講習施設
その他施設()

3 適切な管理・運営等に係る事項(該当するものを全てチェックする)

- 利用されていない区画や区画外の除草等を行い、適切に管理している
協定締結時の申込方法・選考方法等に基づき、適切に募集等を行っている
周辺農地等に影響を及ぼさないよう、病虫害の防除を借受者に適切に指導している
借受者が農園の周辺の住民、周辺農地等に迷惑を及ぼさないよう、適切に指導している

4 協定締結時と農園の所在や面積・区画数・区画面積・募集方法などの変更について
(変更があるものにチェックする)

- 農園の所在又は面積 区画数・区画面積 募集方法 所有者
貸付けの条件のうち貸付けによって設定される権利の種類
農地の適切な利用を確保するための事務を開設者以外の者に委託すること

※チェックがある場合は手続きが必要な場合があるので、要相談

第7号様式（第14条第1項）

市民ファーマーミング農園中止・廃止報告書

年 月 日

（あて先）
川崎市長

申請者（開設者） 住所
氏名
電話番号

年 月 日付けで協定を締結しました特定農地貸付け事業（特定都市農地貸付け事業）を、次のとおり中止・廃止しますので、かわさき「市民ファーマーミング農園」開設要綱第14条第1項の規定に基づき報告します。

農園の名称	
中止・廃止の理由	

※根拠とする法律により、「特定農地貸付け事業」又は「特定都市農地貸付け事業」を選択する

(別紙1) 貸付規程標準例(第8条第2項)

※根拠とする法律により、規程名及び「貸付け」、附則の文言を選択する

特定農地貸付規程(特定都市農地貸付規程)

(目的)

第1条 この規程は、農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に〇〇〇〔貸付主体の名称〕が行う特定農地貸付け(特定都市農地貸付け)(以下「貸付け」という。)の実施・運営に関し必要な事項を定める。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、〇〇〇(以下「開設者」という。)が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けに係る農地(以下「貸付農地」という。)の所在、地番、面積及び開設者が貸付農地について有し、又は取得しようとする所有権又は使用及び収益を目的とする権利の種類(貸付農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合は、貸付農地の所有者の氏名又は名称及び住所を含む。)は、別表のとおりとする。

(貸付条件)

第4条 貸付条件は次のとおりとする。

- (1) 貸付け期間は、〇年間とする。
- (2) 貸付けに係る賃料は、1区画当り年間〇〇〇〇円とする。
- (3) 貸付面積は1区画おおむね〇〇㎡とし、1人当たり1区画とする。
- (4) 貸付けを受ける者(以下「借受者」という。)は、賃料を毎年〇月〇日までに開設者に支払うものとする。

2 貸付農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 貸付農地を転貸すること。
- (4) 野菜もしくは草花等の栽培以外の用途に使用すること。
- (5) 指定された区画以外に立ち入る等他の借受者に迷惑を及ぼすこと。
- (6) 近隣の土地に立ち入ったり、農作業で発生したごみの放置及び周辺道路への駐車等近隣住民に迷惑を及ぼすこと。

(募集の方法)

第5条 貸付けを受けようとする者の募集は、「〇〇広報」に掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

2 募集期間は、当該募集に係る農地を貸し付けることとなる日の〇〇日前から〇〇日

間とする。

(申込みの方法)

第6条 貸付けを受けようとする者は、前条第2項に規定する募集期間内に開設者へ申込書を提出しなければならないものとする。

(選考の方法)

第7条 開設者は、第6条の規定に基づき申込みをした者から借受者を決定するものとする。

2 申込みをした者が募集した数を上回る場合は抽選により借受者を決定するものとする。

3 開設者は、1又は2により借受者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。

(貸付農地の管理・運営等)

第8条 開設者は、貸付農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るための管理人を設置する。

2 管理人は、次の業務を行う。

(1) 貸付農地及び施設の見回り並びに借受者に対する必要な指示

(2) 貸付農地における作物の栽培等の指導

(貸付契約の解約等)

第9条 次の各号に該当するときは、貸付契約を解約することができる。

(1) 借受者が貸付契約の解約を申し出たとき

(2) 第4条第2項各号に掲げる行為をしたとき

(3) 貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき

(貸付農地の返還)

第10条 借受者は、第4条第1項第1号の規定による貸付期間が終了したとき又は第9条の規定により解約をしたときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

(賃料の不還付)

第11条 既に納めた賃料は、返還しない。ただし、次に掲げる事由に該当する場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(1) 借受者の責任でない理由で貸付けができなくなった場合

(2) 開設者が相当な理由があると認めたとき

附 則

この規程は、(都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第11条において準用する)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による農業委員会の承認のあった日から施行する。

別表

番号	所在	地番	地目		面積	位置	貸付主体が新たに権利を取得するもの			貸付主体が既に有している権利に基づきもの		
			登記簿	現況			権利の種類	権利取得の相手方		権利の種類	土地の所有者	
								住所	氏名		住所	氏名
(例) 1~10	川崎市 〇〇区 〇〇	〇〇	畑	畑	各 30 m ²	別 図 の と お り						
11~20 計	川崎市 〇〇区 〇〇	〇〇	畑	畑	各 30 m ²	別 図 の と お り						

別図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

(別紙2) 従事計画標準例 (第9条第2項)

都市農地所有者の農林漁業の業務への従事計画

特定都市農地貸付けの承認の申請に係る都市農地の所有者の農林漁業の業務への従事の計画は次のとおりとする。

1 対象農地

所在地	面積 (㎡)
合計	

2 農園の名称・所有者

農園の名称	
都市農地所有者	

3 従事計画

年間に従事する業務内容	年間の従事日数

※本欄に申請に係る都市農地の所有者の意志もしくは所有者の同意を得た上で記名するか、当該所有者の農林漁業の業務への従事の計画を記載した賃貸借等の契約書その他の書類を添付すること。